

7 東専各総第 79 号
令和 7 年 11 月 19 日

東京都知事

小池 百合子 様

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会長 多忠貴

令和 8 年度東京都予算編成に係る当協会の要望について

平素より私立専修学校各種学校の学校運営と教育推進に格別なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和 50 年に行われた学校教育法の一部改正によりまして専修学校制度が制定されて以来、今年で 50 周年という節目の年を迎えました。この間、専修学校は一貫して社会や時代のニーズに即応した実践的な職業教育に臨み、地域社会に有意な人材を継続的に輩出してまいりました。

一方、近年における私達を取り巻く社会環境は、生成 AI や DX 等をはじめとする先端テクノロジーの進展、産業構造の変化、少子高齢化等の影響によりまして大きな変革期を迎えております。こうした急速な変革が進む時代にあって、持続可能な社会を構築していくために、専修学校では成長分野に資する高度専門職人材から地域を支えるエッセンシャルワーカーに至るまで、多様な職業人材の育成が急務です。

また、生産年齢人口の減少や多文化共生社会を迎えるにあたり、優秀な外国人材の受入れ・育成・輩出が必要不可欠であることから、各種学校として留学生への日本語教育等を担う日本語学校の存在はますます重要となってまいります。

このような状況のもと、東京都の専修学校各種学校で学ぶ学生・生徒の数は 15 万人で、都内私立学校生の 27.8% に達しています。また、都内の専修学校専門課程（専門学校）を卒業した者のうち 75.0% が都内の企業等に就職を果たしており、東京都の産業を支えていると言っても過言ではありません。

こうした専修学校各種学校の果たすべき役割が多岐に渡る中で、今年度から施行されている改正私立学校法や、令和 8 年度から施行される改正学校教育法の趣旨に基づき、共通して取り組むべき施策が教育の質保証・向上と学校経営の健全化であることは論を俟ちません。

これらを実現に導くとともに、専修学校各種学校で勉学に勤しむ学生・生徒が描く夢や希望の具現化に向けまして、今次要望への格別なるご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年度 東京都予算編成に関する要望

- 1 私立専修学校専門課程（専門学校）教育振興への支援
- 2 私立専修学校高等課程（高等専修学校）教育振興への支援
- 3 私立専修学校 教育環境整備への支援
- 4 私立専修学校・各種学校（日本語学校）が行う留学生教育への支援

1 私立専修学校専門課程（専門学校）教育振興への支援

令和8年4月から施行される改正学校教育法では、その趣旨として「職業教育の重要性」と「専修学校における教育の充実を図る必要性」が明確化されました。現在、全国の専門学校のうち12.9%が都内に設置され、また、全国の専門学校生の21.2%が都内で学んでいることからも、東京都の専門学校が内外に誇れる教育の質保証を進めるべく、東京都と当協会の協働によって、国に先駆けて、法改正の趣旨に鑑みた取組を果たしていくことが肝要です。

とりわけ、改正学校教育法の概要の中で「教育の質の保証を図るために措置」として示された学校評価の見直しでは、専門学校の適切な対応が求められていますが、各学校では経費負担、環境整備など様々な課題に直面しています。

また、平成26年4月からスタートした「職業実践専門課程」は、制度創設から11年を経て都内専門学校の46.8%が同課程の認定校となりました。文部科学省の専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議が公表した報告書「実践的な教育機関としての専修学校の質保証・向上と振興に向けて」の中では、「専門学校が実践的な職業教育を推進するに当たって、その中心となる施策は職業実践専門課程の充実である」ことが明記されており、その振興が必要不可欠です。一方、同課程では、企業等のニーズに即した職業教育の質保証・向上や評価の可視化など、継続的な改善が必要であることから、学校の負担も大きく、支援の拡充が必要です。

つきましては、

- ① 改正学校教育法の概要で示された専門学校の学校評価に向けて、財政的な支援をはじめ、評価人材の養成・確保など多方面からの支援をお願いいたします。
- ② 職業実践専門課程における教育の質保証・向上の観点から、現在の同課程の学生1人当たり5,000円の補助からの増額をお願いいたします。

2 私立専修学校高等課程（高等専修学校）教育振興への支援

私立高等専修学校に対する教育振興費補助について、先行きが不透明な円安や物価高騰等の状況を踏まえ、私立高等専修学校で学ぶ生徒に対し一層の職業教育の充実を図るべく、さらなる財政支援策を講じていただくことをお願いいたします。

また、私立高等専修学校は、発達障害者支援法第8条に明記されている教育機関であり、教育困難と言われている障害のある生徒を受け入れ、一人ひとりに寄り添った丁寧な職業教育を授ける中で、身辺自立から生活自立、さらには社会的自立に導いています。私立高等専修学校に対し、特別支援教育事業費補助の拡充をお願いいたします。

3 私立専修学校 教育環境整備への支援

実践的な職業教育を行うための施設設備の充実や教職員の資質向上のための教育環境の整備は、専修学校にとって必要不可欠であることは言うまでもありませんが、そのすべてを自力で調達することは専修学校にとって過大な負担となっています。

専修学校に対する教育環境整備への支援について拡充をお願いいたします。

4 私立専修学校・各種学校（日本語学校）が行う留学生教育への支援

生産年齢人口の減少により、東京都においてもあらゆる産業で人材不足が深刻化しています。こうした課題解決への一助とすべく、政府は教育未来創造会議 第二次提言の中で2033年までの目標に「外国人留学生受入れ40万人計画」をかけていることから、専修学校各種学校においては、優秀な外国人材の受入れ・育成・輩出が不可欠です。

全国に比して多くの留学生が在籍する東京都の専修学校・各種学校（日本語学校）が、非漢字圏を含めた多国籍の留学生に対し、質の高い日本語教育・生活指導・進路指導を堅持していくためには、ハード・ソフト両面に及ぶ多様な取り組みが必要となっており、各学校の自助努力では対応が困難になっています。

留学生に対する教育環境の整備・充実を喫緊の課題と捉えていただき、支援をお願いいたします。

東京都の私立学校に対する助成状況の比較(令和6年度学校基本調査より)

	学校数	%	在学者数	%	教員数(本務)	%	職員数(本務)	%	※都補助額(千円)	%
専修学校	377	20.1	126,251	23.2	6,852	19.1	3,724	37.9	1,750,546	1.5
各種学校	153	8.2	25,077	4.6	2,072	5.8	854	8.7	89,805	0.1
計	530	28.3	151,328	27.8	8,924	24.9	4,578	46.6	1,840,351	1.6
幼保連携型認定こども園	52	2.7	8,341	1.5	1,355	3.8	288	2.9	554,832	0.5
幼稚園	799	42.7	92,866	17.0	9,180	25.6	1,862	18.9	15,252,443	12.9
小学校	55	2.9	25,669	4.7	1,544	4.3	284	2.9	7,166,000	6.0
中学校	187	10.0	82,697	15.2	4,668	13.0	665	6.8	26,865,352	22.7
高等学校	237	12.7	173,814	31.9	9,908	27.6	2,069	21.1	64,662,864	54.7
高等学校通信制	8	0.4	9,884	1.8	207	0.6	52	0.5	144,733	0.1
特別支援学校	4	0.2	213	0.10	83	0.2	28	0.3	1,729,842	1.5
合 計	1,872	100	544,812	100	35,869	100	9,826	100	118,216,417	100

※学校数等は学校基本調査(令和6年度)から抜粋。「高等学校」のうち通信制課程を併置している学校は、学校数を「高等学校」と「高等学校通信制」に重複計上した。

※高等学校の在学生数は本科生のみ

※都補助額は東京都生活文化スポーツ局私学部所管予算(令和7年度)を基に、原則として、東京都の独自財源で各学校への直接補助に限定して集計した。(学種間にまたがる補助等を除く)



学校教育法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。 【第125条関係】
- ※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
- ※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。 【第128条関係】
- ② 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようとする。 【第124条関係】

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。 【第125条の2関係】
- ※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
- ※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。 【大学等における修学の支援に関する法律第2条関係】
- ④ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。 【第131条の2、第132条関係】

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。 【第132条の2関係】

施行日

令和8年4月1日

令和8年度東京都の施策及び予算等に対する要望

東京都町会連合会

会長 吉成 武男

1 町会・自治会及び連合会組織等への支援制度について

(1) 町会・自治会への加入につながる取り組みについて

東京都は、町会・自治会を地域住民が安心、安全に生活するために必要不可欠な組織ととらえ、積極的に施策の中に位置づけるとともに、組織強化に向けた支援策を引き続き構築していただきたい。

町会・自治会によっては、一時停止していた活動を再開するにあたり苦労した面もあったが、東京都の支援策等を有効に活用して、地域のための事業の実施に取り組んでいる。多くの町会・自治会が今後さらに活性化していくために、加入者減少、加入率低下の対策として、町会・自治会活動の必要性や活動紹介の広報、加入促進のための催しやキャンペーンなどを引き続き全都的に取り組んでいただきたい。

(2) 東京都町会連合会への未加入市町村連合会の加入促進及び連合会組織が未組織の自治体に対する取り組みについて

現在、東京都町会連合会には23区8市が加盟し、31団体で活動している。東京都の自治体は島しょ部も合わせて62団体あるが、都町連への加入率は5割といった状況が依然として続いている。

東京都すべての町会・自治会をより一層活性化させるためには、東京都町会連合会へ東京都のより多くの町会・自治会連合会が加入し活動していくことが必要である。

東京都において、一団体でも多く東京都町会連合会に加入してもらうための支援を行うこと及び連合会が組織されていない自治体には、連合会設立のために町会・自治会活動の活性化や運営支援を行うことを、引き続き市区町村と共に取り組んでいただきたい。

(3) 東京都町会連合会の事務局機能について

東京都町会連合会は、地域住民が安心、安全に生活するために必要不可欠な町会・自治会活動において、都内の町会・自治会間の橋渡し役を担い、効果的かつ効率的な事業展開の促進に役立っている。

東京都が東京都町会連合会の事務局をサポートすることで、組織強化につながり、東京都の町会・自治会支援の施策の展開にも最善と考える。今後、どの自治体が事務局を担う際にも機能が維持されるように、都として東京都町会連合会事務局へ引き継ぎの支援をいただきたい。

(4) マンションなどに入居する住民に対し、町会・自治会に入会を促進するための働きかけ

現在、町会・自治会への加入率が低下している。特にマンション入居者の加入率が低下している。このため、町会・自治会の大きな役割とされる地震などの自然災害時における共助の態勢に問題が指摘されている。

そのため、マンションなどを販売するディベロッパー、ゼネコンなどの建設会社に対し、購入者（入居者）が町会・自治会へ入会することを奨励する旨を契約書の重要事項説明書などに明記するよう働きかけてほしい。

2 助成金について

(1) 「太陽光発電助成制度」について

自治会・町会会館を災害に強く、また脱炭素化にも貢献できる建物とするため、東京都が実施する、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」のうち、①家庭における太陽光発電導入促進事業、②家庭における蓄電池導入促進事業について、認可地縁団体も対象にしてもらいたい。自治会・町会会館の建設の際に利用を検討したが、個人の住宅のみが対象となり、助成を受けることができなかった。上記の事業とは別に、「地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進

事業」があるのは承知しているが、自治会・町会会館において、助成対象となる条件（再エネ発電等設備を設置した際の発電量＜実際の消費電力量）を満たすことは難しい。

（2）防災備蓄倉庫設置等助成の継続について

町会・自治会は、地域の更なる防災力を高めるため災害時の備蓄整備を喫緊の課題と認識している。都内の各地域が災害時に迅速かつ適切に対応するためには、各町会・自治会が十分な備蓄を行うことが必要不可欠であるため、東京都が実施している防災備蓄倉庫設置等助成について、引き続き支援をお願いしたい。

（3）コミュニティセンター事業について

自治総合センターが実施するコミュニティセンター事業の東京都への割り当て数と助成上限額の増加について、自治総合センターに要望していただきたい。

（4）地域の底力発展事業助成について

地域の課題解消のため、当該事業を大いに活用している。今後も多種多様な課題が生じると思われるため、事業の継続と更なる拡大を希望する。

（5）「掲示板」への設置支援について

町会・自治会が担う主な取り組みとして、子どもや独居高齢者の見守り等の支援、防犯パトロールなどがある。

こうした取り組みに対する支援を要望する中、東京都に「デジタル化推進助成」や「町会・マンションみんなで防災訓練」など、町会・自治会活動に寄り添う支援制度を設けていただき、町会・自治会の活動に弾みがついたところである。

こうした取り組みのほか、多くの住民は、町会行事、行政などからの情報を、インターネット（ホームページなど）のほか、町会内に設置する「掲示板」や回覧板から入手しているが、掲示板の中には、破損、老朽化が進み、町会・自治会としても修繕しているものの、常に閲覧しやすい「掲示板」の維持が困難な状況にある。

こうした悩みに対し、市（行政）としても掲示板の設置補助制度が設置されたが、市の予算枠や設置等の条件から、希望した町会・自治会への対処ができない現状に鑑み、支援を求める。

（6）「デジタル化推進助成」の支援継続について

デジタル化の推進は、町会・自治会役員の負担軽減や町会住民間でのコミュニケーションに大いに役立つものと考えている。

特に、将来にわたり町会・自治会を背負う若者世代には、デジタル化による会合などの促進は必要であるが、高齢化が進む町会・自治会員に浸透するには時間が必要となる。

とりわけ、新しいシステムやアプリを導入した場合、会員が操作方法等を習熟し、システムやアプリを使いこなすのには数年を要する。町内会全体でデジタル化の有用性や効率化された町内会活動を実感するには多くの時間と労力がかかると考えられる。

また、町内会の取り組みは、総会や役員会での協議や会員への周知に時間がかかり、意思決定から実際に実行するまで 1 年近くかかることがある。多くの町内会でデジタル化の取り組みを進められるよう、令和 7 年度新設した「町会・自治会デジタル化推進助成」について、継続的に支援していただきたい。

（7）各種申請手続きのデジタル化等について

地域の底力発展事業助成の申請が電子化されたが、これを他の助成制度の申請にも拡大してほしい。また、利便性を高めるため、現状の電子申請もさらに簡易な方法を検討していただきたい。

(8) 町会・自治会からの申請書類の簡素化について

防災資機材の助成事業を受ける際、申請相談は東京都だったが、申請後は東京都の委託事業者のため、東京都の確認を取りながらの対応となり時間がかかってしまった。

さらに審査に2～3か月が必要で、助成金が支払われるまでに時間がかかった。

町会・自治会の役員も若い人がいないので、負担軽減のためできる限り申請書の簡素化をお願いしたい。

3 公園整備について

(1) 水道局狛江材料置場用地の暫定的な公園化と避難場所としての活用について

東京都水道局狛江材料置場用地（狛江市元和泉3丁目10番先）については、調布市や世田谷区、そして川崎市にも近接した交通要所に位置し、広域的な災害時対応の観点からも貴重な立地ではないかと考えられる。そこで、この用地を暫定的に中規模公園として整備することで、万が一の際には避難場所や帰宅困難者支援の場としても機能することができます。地域防災の観点も含めて、検討していただきたい。

4 防災について

(1) 災害時翻訳システムの導入について

東京都民約1400万人と多くの外国人が来日している中で、最近現実味を帯びてきたのが「南海トラフ大地震」。即対応してほしいのが、同時に30か国語に翻訳して、総ての人達にIP無線を通じてスマホに即時に伝達できるシステムの導入を検討してほしい。

(2) 災害時トイレ使用再開についての情報整理と啓発について

災害時マンション住民は基本在宅避難となるが、「災害時トイレ使用再開」の取り組み方については情報がない状況。都や区が災害の予算、

期間、関係組織を整えるとともに、震災後の復興の取組みとして「災害時トイレ使用再開」をテーマとした防災講演会や講座などの研修を実施することを要望する。マンション管理や町会・自治会関係者が「災害時トイレ使用再開」の判断材料となり、災害時の安全、衛生、在宅避難者の安心につながるような有益な施策を行政として取り組むことを望む。

（3）自治会会館に敷設する水道管工事について

地域住民がより暮らしやすい地域にしていくため、各自治会・町会が会議等や地域活動を行う場所として自治会館は存在している。その自治会会館は、防災拠点として災害時に安定した水を供給する役割が期待されていることから、自治会会館に水を供給する水道管の耐震化を優先的に進めてほしい。

5 道路整備・交通対策について

（1）環状4号線開発について

環状4号線の開発工事の状況について地区の住民に情報が入ってこない。開発工事の情報提供を要望する。

（2）豊洲市場周辺の交通対策について

「豊洲市場」及び「豊洲 千客万来」への観光客の増加やオリンピック・パラリンピック大会後の更なる発展に向けて、地下鉄8号線の延伸について、2030年代半ばの開業目標を実現できるよう着実に整備を進め、適切な交通対策を講じていただきたい。工事にあたっては、周辺地域への影響を最小限に抑え、地域住民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。また、豊洲市場関係車両の生活道路への流入防止や路上駐車の禁止を徹底し、周辺の交通安全の確保を図られたい。

(3) 都営浅草線の延長について

鉄道駅やバス停から離れ、山坂も多い公共交通不便地域の改善を図るため、地域住民の利便性の向上をめざす対策として、都営浅草線の更なる延長、整備を図り、交通不便地域の解消に取り組むことを要望する。

(4) 都が所管する地域での工事案件の情報共有と安全配慮について

東京都が所管する道路や橋梁、河川等の改良、都営住宅の建設などは複数の工事が同じ地域において、同時並行で行われることもある。それぞれの工事を異なる部局が所管する場合であっても、相互に工事の計画や進捗を共有し、工事車両の出入り、通行止めによる迂回路への車両集中など、周辺交通への負荷の影響を地域一体として考え、その対策を講ずること。また、地域全体の安全を確保し、住民が安心して暮らせる環境を維持する観点から、東京都の事業だけでなく、区市町村や民間企業による周辺の開発などの工事についても情報収集を行うことで、把握に努め、相互に調整できる体制を構築すること。

(5) 調布都市計画道路3・4・17号 狛江仙川線の交通安全対策と早急な整備について

調布市西つつじヶ丘四丁目から同市入間町一丁目にかけての、調布都市計画道路3・4・17号 狛江仙川線整備事業について、この区間は、南北の移動を支える重要な幹線道路であり、近隣自治体を含む広域的な交通の要所となっている。昨今、特に電動アシスト自転車の通行増加や、朝夕ラッシュ時の交通渋滞などにより、利用者の安全性確保が深く求められる状況となっている。こうした点を踏まえ、この路線整備の優先順位をより高めていただければ地域全体の交通環境の向上につながるのではないかと期待しております、検討していただきたい。

6 河川対策について

(1) 吞川の整備について

雑草等が遊歩道側に張り出し、道幅を狭くしているため、定期的な整

備を行い安全性の確保に努めてほしい。また、休憩場所も設置してほしい。以前から呑川に対する汚染（悪臭、景観）について数度の改善意見を提出しているが未だに改善されていない。川に浮遊するゴミの撤去（回収）をお願いしたい。オイルフェンスで下流に流れない措置をしているが、フェンスはまれにしか設置されず不十分である。毎日、呑川を見ているがゴミが大量に浮遊している。目黒区（上流）から流れてくるものもある。舟で回収するなどし、少なくとも景観を保ってほしい。現状、ユスリカ発生後に川を清掃する等の対応を行っていると感じるが、予防として発生しないようにするなどの対策も行ってもらいたい。また、中小河川について、適切な維持管理の支障となるため新たな暗渠化は行わないとのことだが、特に緑が丘駅（目黒区）付近から中原街道と交差するあたりまでのユスリカは酷く、暗渠化を検討してもらいたい。

7 その他

（1）交番について

町会・自治会内に交番が設置されているが、警察官が1日中巡回中で不在が多い。地域の安全ために、警察官の増員を要望する。

（2）羽田空港の着陸進路の変更について

高輪地区上空を低空飛行で毎日通過している。低空飛行による騒音問題や落下物などの危険性を感じている。国の問題ではあるが、安全、安心なまちとするため、羽田空港の着陸進路の変更について要望する。

（3）都営アパートの管理手法の見直しについて

入れ替わりのある住人による維持管理ではなく、東京都による永続的な維持管理システムの構築をしてほしい。

(4) 豊洲市場の土壤汚染対策について

豊洲市場について、風評被害を払拭するためにも、引き続き、空気や地下水質に関する情報や安全性に関する発信等を積極的に行っていただきたい。

(5) 野生動物被害対策について

近年、住宅地や通学路周辺でハクビシンやアライグマのほか、熊や猿といった野生動物の目撃情報が寄せられており、生活への不安や安全面への懸念の声が上がっている。

これらの野生動物は広範囲に行動する特性があるため、被害は一つの市町村にとどまらず、複数の市域にまたがって発生しているケースも見受けられる。しかし、現状では各市が個別に対応しており、効果的な対策が取りにくいのが実情となっている。

住民の安全・安心を守るためにには、東京都が広域的な視点から主体的に取り組み、実態の把握や被害防止策、情報共有体制の整備を進めていく必要がある。

そのため、都において、野生動物被害対策について主導的な役割を果たしていただけよう、当連合会として強く要望する。

東京都知事 小池 百合子 様

要 望 書
(令和 8 年度)

令和 7 年 11 月 19 日

東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号
東京司法書士会
会長 千野 隆二

要　望　事　項

1 戸籍や住民票等の郵送申請による手数料のキャッシュレス化の普及促進について
東京都の支援により、相続登記に必要な戸籍（除籍や原戸籍を含む。）や住民票等の証明書類の郵送申請による手数料のキャッシュレス化が進んでいます。当会が把握しているところでは、本年10月1日現在で都内の9区9市で導入されているところ、令和8年度には、このキャッシュレス化が更に普及するよう引き続きの御支援をお願いします。

【資料1】証明書類の郵送申請のキャッシュレス化について（東京都）

【資料2】郵送キャッシュレス化対応自治体（東京司法書士政治連盟調べ）

2 相続登記や住所氏名の変更登記の申請義務化の周知広報等と区市町村との協定の締結への支援について

所有者不明の土地や空き家は、相続登記や所有者の住所氏名の変更登記がなされないことなどから発生し、管理が不十分な場合には生活環境を悪化させ、また、災害発生時にはその後の復旧や復興の妨げになるなど、国民生活に重大な影響を及ぼしています。

この対策として、相続登記の申請義務化が令和6年4月1日から施行され、また、令和8年4月1日からは所有者の住所氏名の変更登記の申請義務化も予定されていますが、相続登記や住所氏名の変更登記の申請義務化について都民への周知がまだ十分とは言えず、東京都には周知広報と相談体制の強化に引き続きの支援をお願いします。

また、当会では、所有者不明土地や空き家の予防や解消又は災害対策としての相続登記の推進は、区市町村との一定程度継続した連携強化が必要と考え、各区市町村との「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に関する協定」と、「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」の締結を推進しているところです。現在までに相続登記、空き家等協定については4か所（国立市、豊島区、八王子市、荒川区）、災害協定については9か所（品川区、豊島区、西東京市、新宿区、渋谷区、八王子市、北区、小平市、荒川区）の区市町村と協定を締結していますが、東京都からも区市町村への情報提供等の支援をお願いします。

【資料3】「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に関する協定（案）」

【資料4】「災害時における被災者等相談の実施に関する協定（案）」

【資料5】所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和7年6月）
(所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)

【資料6】経済財政運営と改革の基本方針2025について（抜粋）（内閣府）

3 「おひとりさま」高齢者の支援における司法書士の活用の強化について

現在、都内においては高齢化や単身世帯の増加に伴い、いわゆる「おひとりさま」高齢者の増加が顕著となっています。このような方々は、身寄りがないことから、入院や施設入所時の手続や日常生活の支援、判断能力低下後の預貯金や不動産などの財産管理、悪質商法等による消費者被害、さらには死後の事務処理に至るまで、誰にも頼れない状況に置かれることが少なくありません。孤独死の発生や相続手続未了の財産の放置といった社会的課題にもつながるため、包括的な対応が急務であると考えます。

司法書士は、成年後見制度に加え、任意後見契約の締結、民事信託契約の組成支援、遺言書作成の支援、悪質商法等の消費者被害への対応、死後事務委任契約の締結、各種財産管理制度の活用など、多様な法的サービスを通じて、地域包括支援センターや区市町村の相談窓口等とも連携しながら、「おひとりさま」高齢者の方々が安心して暮らせる環境を整備できる法律専門職であると考えます。

つきましては、①東京都の高齢者施策や権利擁護施策の中に、司法書士による「おひとりさま」高齢者への支援を明確に位置付けること、②地域包括支援センター等における相談及び支援体制に司法書士が参画できる仕組みを整備すること、③死後事務や相続手続未了の財産の管理に関して司法書士を活用するモデル事業を創設すること、④孤独死や財産侵害の防止といった権利擁護施策において司法書士を実務協力者として組み込み、職種連携の中で役割を果たせる仕組みを整備することなど、「おひとりさま」高齢者への支援における司法書士の活用の強化を要望します。

4 成年後見利用促進に関する支援、予算確保について

令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容である地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワークの構築・推進のため、次の5項目について、東京都における予算確保並びに区市町村に対する都の支援及び都から区市町村への補助金の支給のための予算確保をお願いします。

- (1) 小規模市町村等、中核機関、成年後見制度推進機関が未設置、又は成年後見制度利用促進基本計画の策定ができていない地域（特に三多摩地域や現在東京都が力を入れている島しょ地域）において、市町村からの相談を受け、また、市町村へのアドバイザーや、準備会、協議会、審議会等の委員となる専門職として、成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
- (2) 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関による権利擁護支援チームの形成を支援し、その形成のための後見人等の受任者調整等に成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
- (3) 厚生労働省が行っている「権利擁護支援総合アドバイザー」育成の研修を都でも行い、より多くの司法書士等専門職を権利擁護支援総合アドバイザーとして育成すること。
- (4) 司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインを活用して、成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
- (5) 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携を強化して、効果的な支援を進める取組に対して補助を行うこと。

5 入札制度における所有者不明土地や空き家の権利調査（登記名義人の相続人調査） 案件への「総合評価方式」の積極的な導入について

現在、東京都における入札契約制度においては、原則、「最低価格自動落札方式」によることとされていますが、この方式では履行の確保が困難になる場合は、価格と価格以外の要素（技術力等）を総合的に評価し、価格と品質を兼ね備えた落札者を決定する「総合評価方式」を用いていると理解しています。そして、所有者不明土地や空き家の権利調査（登記名義人の相続人調査）案件（以下「権利調査案件」といいます。）においては、「最低価格自動落札方式」のみで行われているのが現状です。

この権利調査案件は、主に戸籍等を収集し、その相続関係及び法定相続分を明らかにするものです。入札に係る案件は、調査範囲が広く、難易度が高いものがほとんどですが、登記業務のように司法書士資格を要するものではないため、一般企業も入札をすることが可能です。

しかし、このような案件を正確かつ迅速に遂行するには、戸籍等を正確に読み解く高度な専門的知識と過去に権利調査案件を遂行したノウハウや実績が不可欠であると考えます。

これまでの入札の案件においては、競合するのが司法書士（司法書士法人を含む。）ではなく、一般企業であるケースも多くありました。落札した一般企業のなかには専門的知識がなく、案件が適正に完了しなかったケースもあるのではないかと考えます。案件が適正に完了しなければ事業の停滞を招き、結果的に都民の利益を損なうこととなります。

そこで、このような権利調査案件においては「総合評価方式」を積極的に導入し、都民の利益を確保していただくよう要望いたします。

以上

背景・課題

戸籍や住民票、納税証明などの郵送申請は士業や法人を中心に多くの利用があり、定額小為替による支払が一般的

- 申請者：定額小為替を購入する際の手数料が高額（1枚当たり200円）であり、取扱いが郵便局のみ
- 自治体：定額小為替の管理が煩雑（金額不足時に申請者との調整が必要となり、処理に時間要する）

対応策

LoGoフォームのオンライン決済機能を利用してキャッシュレス化を実現
(クレジットカード決済または、PayPay決済が利用可能)

※都内でも一部自治体が導入済みで、令和7年度導入予定の自治体も複数あり

※他の民間サービスも存在するが、自治体側の導入コスト等を踏まえた対応策として検討

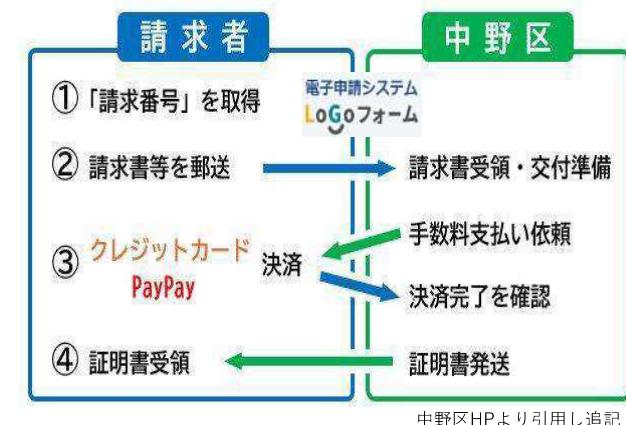
効果

- 申請者：定額小為替の購入が不要となるほか、24時間どこでも申請可能で利便性向上
- 自治体：定額小為替の管理等の削減と進捗状況の一元管理による業務効率化

導入に向けて

- 導入済み自治体のテンプレートがLoGoフォーム上で公開中（都も作成して公開中）
- 関心をお持ちでしたら、都・GovTechが導入に向けた支援をしますので、
以下のフォームより、スポット相談にご相談ください

LGWAN側URL : <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/tmgform/530294>
インターネット側URL : <https://logoform.jp/form/tmgform/530294> © 東京都・GovTech東京



導入・運用コスト

- LoGoフォーム利用料（基本+オンライン決済）
⇒年間(最大)約213万2千円※
- クレジット決済等の手数料
⇒決済額の3.5%程度

※自治体規模により変動、既に利用済みの自治体は不要
※共同調達価格ベースで記載（15%オフ）

郵送キャッシュレス化対応自治体

(令和7年10月1日時点 東京司法書士政治連盟調べ)

東京都		
自治体名	実施状況	備考
千代田区	×	
中央区	×	
港区	×	
新宿区	×	
文京区	×	
台東区	×	
墨田区	○	
江東区	○	
品川区	○	
目黒区	×	
大田区	○	
世田谷区	×	
渋谷区	×	
中野区	○	
杉並区	×	
豊島区	×	
北区	×	
荒川区	○	
板橋区	×	
練馬区	○	
足立区	○	
葛飾区	×	
江戸川区	○	
八王子市	○	
立川市	○	
武蔵野市	○	
三鷹市	○	
青梅市	○	
府中市	×	
昭島市	×	
調布市	×	
町田市	×	
小金井市	○	
小平市	×	
日野市	×	
東村山市	×	
国分寺市	×	
国立市	×	
福生市	×	
狛江市	×	
東大和市	×	
清瀬市	○	
東久留米市	×	
武蔵村山市	○	
多摩市	×	
稲城市	×	
羽村市	○	
あきる野市	×	
西東京市	×	
瑞穂町	×	
日の出町	×	
檜原村	×	
奥多摩町	×	

全国		
地域	都道府県	自治体名
北海道	北海道	岩内郡共和町
	青森県	つがる市
	宮城県	角田市
	秋田県	能代市
東北	福島県	双葉郡双葉町
	栃木県	那須塩原市
	埼玉県	入間市
	千葉県	鴨川市 東金市
中部	石川県	能美市
	静岡県	掛川市
近畿	三重県	志摩市
	京都府	京都市
	大阪府	吹田市
		豊中市
	兵庫県	姫路市
		丹波市
		宝塚市
	奈良県	宇陀市
中国	広島県	広島市
	山口県	宇部市
四国	徳島県	三好郡東みよし町
	高知県	長岡郡大豊町
九州	福岡県	福岡市
		直方市
	佐賀県	伊万里市
		嬉野市
	熊本県	八代市
		鹿児島市
	鹿児島県	肝属郡南大隅町
		志布志市
		中種子島町
		日置市
	沖縄県	那霸市
		中頭郡読谷村

相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、 管理不全土地・建物管理制度等に関する協定書（案）

〇〇区（以下「甲」という。）と東京司法書士会及び東京司法書士会〇〇支部（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の有する情報等を相互に活用し、次の各号に掲げる政策目標の達成に寄与することを目的とする。

- (1) 相続登記がなされていない不動産の相続登記の促進を図ること。
- (2) 所有者不明土地・建物の管理制度の周知及び利用促進を図ること。
- (3) 管理不全土地・建物の管理制度の周知及び利用促進を図ること。
- (4) 相続土地国庫帰属制度の周知及び利用促進を図ること。
- (5) 適切な管理が行われていない空き家及び空き地の利活用を図ること。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 甲が推進する各種施策に関して、乙が有する知見やデータ等を提供すること。
- (2) 甲が住民、利害関係人等からの相談に対応するに当たって、説明のために乙が作成するチラシ等を活用すること。
- (3) 甲が実施する研修会等を、乙が後援又は共催し、講師を派遣すること。
- (4) 甲が実施する相談会を、乙が後援又は共催し、相談員を派遣すること。
- (5) 乙が実施する甲の住民又は職員を対象とした研修会等又は相談会を、甲が後援又は共催し、会場とする甲が所有又は管理する施設の利用料等を免除又は公益目的のための利用として低廉な利用料とすること。
- (6) 甲が発行する広報誌等に掲載する記事を、乙が校閲若しくは監修又は提供すること。
- (7) 乙が甲に対して所有者不明土地（建物）管理制度、管理不全土地（建物）管理制度、不在者財産管理制度、相続財産清算制度等の各種財産管理制度（以下「各種財産管理制度」という。）の活用に関する助言をすること。
- (8) 乙が甲に対して各種財産管理制度の申立書類の作成に関する助言をす

ること。

- (9) 乙が甲に対して各種財産管理制度における管理人等の候補者を推薦すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。
- 2 連携協力事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第3条 甲及び乙が相互に提供する情報等については、各自の定める個人情報保護方針に従って処理されるものとする。

(秘密保持義務)

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施のため、技術上、運営上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、その秘密を保持するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ることなく又は正当な事由なく、第三者に開示又は提供しないものとする。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 4 甲及び乙、書面による相手方の事前の承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。
- 5 甲及び乙は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。
- 6 甲及び乙は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩のおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を相手方に報告してその取扱いを協議しなければならない。

(解 除)

第5条 甲及び乙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに相手方に対する書面による終了の申出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(適用)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更について速やかに協議するものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名又は記名押印の上、各自1通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲 東京都○○区
○○区
区長

乙 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
東京司法書士会
会長 千野 隆二

東京司法書士会○○支部
支部長

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

〇〇区（以下「甲」という。）と、東京司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業員、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。
- 4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度、相続財産管理制度等に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）」を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

- 第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。
- 2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

- 第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

- 第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

- 第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

- 第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

- 第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 東京都○○区
○○区
区長

(乙) 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
東京司法書士会
会長

令和 年 月 日

災害時支援協力要請書

東京司法書士会 宛て

東京司法書士会に対して、下記のとおりの相談員の派遣を要請します。

1 相談の内容

2 相談の場所及び期間

3 その他

(御連絡先)

区・市・町・村

課

御担当者名

電話

FAX

メールアドレス

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針

令和7年6月6日

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議

所有者不明土地は、相続登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。人口減少・超高齢社会、相続多発時代を迎えている中、社会全体の生産性を向上させるためにも、所有者不明土地等問題の解決は喫緊の課題となっている。

このため、これまでに制定された法律の円滑な施行を図るとともに、組織・定員を含めた体制の強化や必要な予算の確保等に努める。また、市街地再開発事業の円滑化、遺言制度の見直し、相続土地国庫帰属制度等の重要課題については、「所有者不明土地等問題 対策推進の工程表」のとおり、期限を区切って着実に対策を推進する。これらの取組を通じ、引き続き、関係省庁が連携して、各種施策を一体的に実施する。

1 土地所有者等の責務

土地の公共性を踏まえ、令和2年に改正された土地基本法(平成元年法律第 84 号)で示された土地の利用・管理に関する土地所有者等の責務や基本理念、それらを踏まえて策定した土地基本方針について、広く国民、土地所有者、地方公共団体等に周知する。また、関係省庁が連携して、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号。以下「特措法」という。)や令和3年に見直された民事基本法制の着実な施行を始め、土地所有者等の責務を具体化する施策を一体的に検討・推進していく。

2 地籍調査の加速化及び法務局地図作成事業の推進

土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査について、令和2年に改正された国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)等により導入された新たな調査手続・調査手法を普及するための職員派遣等の地方公共団体への支援や必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。第7次国土調査事業十箇年計画で掲げる目標の達成には、調査実施の更なる加速化が必要であるこ

とから、地方公共団体や民間事業者等のニーズを踏まえ、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の新たな調査手続の活用促進、リモートセンシングデータの活用拡大、オンラインによる筆界確認についての技術検証、国によるモデル事業の実施等による民間測量成果等の活用促進、行政機関内の情報の更なる活用等を図り、より円滑・迅速に地籍調査を推進する。

土地に関する重要な情報基盤である登記所備付地図の整備を進めるため、法務局地図作成事業について、新整備計画を踏まえ、大都市、災害被災地、自治体の要望を踏まえた防災・まちづくりに資する地区等について、最新技術の活用等により地図整備を加速化するとともに、計画の遂行に必要となる法務局の体制整備や予算の確保を図る。また、筆界保全標の設置に着実に取り組む。

3 改正民事基本法制の円滑な施行

土地所有権の内容は法令の制限に服し、公共の福祉優先の理念に基づく立法が妨げられないことを前提に、令和3年に民法(明治29年法律第89号)、不動産登記法(平成16年法律第123号)等が改正されるとともに、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)が制定された。

令和6年4月に施行された相続登記の義務化について、省庁横断的な強力な広報や地方公共団体・司法書士等の専門職・各種業界団体との連携等によって、3年間の義務履行期間に必要な登記がなされるよう、国民各層に行き渡る十分な周知を徹底するとともに、令和8年度末まで延長された相続登記に係る免税措置についても引き続き適切に運用する。今後施行される住所等変更登記の義務化や所有不動産記録証明制度等について、DXを通じ、所有者情報等に係る行政機関間の一層効果的・効率的な情報連携の上でシステム構築等を図る。また、相続土地国庫帰属制度、改正民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等についても、国民各層への十分な周知を徹底するとともに、運用状況を踏まえて必要に応じ対策を講ずる。さらに、これらによる所有者不明土地の積極的解消を図るために十分な法務局及び帰属土地の管理官庁の体制整備や予算の確保に努める。

あわせて、相続土地国庫帰属制度により帰属した土地について、帰属後の管理処分を含めた運用状況を分析し、帰属土地の効果的な活用や効率的な管理に向けて、例えば、境界の考え方や処分の在り方といった制度の見直しを含めた検討を行う。

相続登記申請に係る負担軽減を図りつつ、法定相続情報証明制度の円滑な運用や、法務局における遺言書の保管制度の一層の利活用などにより、相続登記を促進する。また、デジタル社会の進展等を踏まえ、遺言を国民にとってより一層利用し

やさしいものとする観点から、遺言制度の見直しに向けた検討を進め、相続登記の更なる促進等を図る。

4 多様な土地所有者情報を円滑に把握する仕組み

令和3年に導入された、登記所が他の公的機関(住民基本台帳ネットワークシステム、商業登記等)から土地所有者の死亡や住所等変更情報を入手して不動産登記情報の最新化につなげる仕組みや、令和6年4月に施行された海外に居住する土地所有者の日本国内における連絡先を登記事項とするなどの仕組みが、円滑に施行・運用されるよう、法務局の体制整備や不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との円滑な連携を可能とする実効性のあるシステムの整備・活用を進める。

特措法に基づく地域福利増進事業等を実施する場合の土地所有者の探索や、法務局による土地の所有者の探索事業等に際して、迅速かつ効率的に土地所有者等に係る最新の情報を把握するために、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を進める。

地籍調査を実施する場合の所有者探索について、固定資産課税台帳等と同様に利用可能な所有者等関係情報について整理し、更なる利用拡大を進める。

行政機関等に対して戸籍情報を電子的に提供する戸籍情報連携システムの活用を進める。

不動産登記簿を始め、行政目的ごとに整備されている土地に関する各種台帳間の双方向での情報連携を促進することにより、所有者探索の容易化・事務負担の軽減を図るなど、土地情報連携の高度化を進める。

固定資産課税台帳の情報を特措法等の規定に基づき情報提供できる仕組みについて、今後とも、関係省庁が連携して、必要に応じた拡充を進める。

こうした仕組みを構築するまでの間も、地方公共団体の協力による登記手続の促進や、関係機関から地方公共団体への照会による所有者情報の把握の取組を進める。

5 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用

特措法について、地域福利増進事業や所有者不明土地等対策に関する計画・協議会制度、対策に取り組む法人の指定制度などの活用を促進するため、市町村、各種業界団体等の地域の関係者への周知を徹底するとともに、地域の関係者の支援に係る予算の確保に努める。また、昨年改定した土地基本方針に基づき、所有者不

明土地の発生抑制等も狙いとして、空き地を有効に活用するための土地利用転換や、その後の継続的な管理の確保を図るための方策等の検討を進める。

あわせて、法務局の長期相続登記等未了土地解消事業について、民間事業者からの要望も踏まえつつ、地方公共団体等との連携を更に強化し、土地の利活用につながる効果的取組を引き続き推進する。また、困難度が特に高い表題部所有者不明土地解消事業を法務局において着実に進め、解消効果の高い対象土地選定の実施や困難度の高い所有者探索等の一層の迅速化に取り組む。

農地、林地についても、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)や森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)等について、制度の普及啓発を図り、農地や森林経営管理の集積・集約化を促進する。

特に、本年の森林経営管理法等の改正も踏まえ、所有者不明森林等の特例措置等について、制度の普及を図るとともに、一層の利活用を進める。

所有者不明土地等と共通の課題がある空き家対策との連携については、これまでも、所有者不明土地・建物に特化した財産管理制度や管理不全土地・建物の管理制度を創設することや、地域福利増進事業等において朽廃空き家のある所有者不明土地の利活用を可能とするよう拡充することなどにより進めてきた。引き続き、「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進(政策パッケージ)」に基づき、推進体制、所有者探索、活用や管理、自治体等への支援について、両対策を強化・充実し、一体的・総合的に推進する。

市街地整備事業(主に、土地区画整理事業及び市街地再開発事業)の施行地区内に存する所有者不明土地等が事業の施行に与える影響を踏まえ、事業の円滑化に向けた方策について検討する。

マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、所有者不明等の区分所有建物に特化した財産管理制度の創設、不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みの創設等の管理の円滑化を図る方策や、建替え要件の緩和、多数決による売却・取壊し等の新たな再生手法の創設等の再生の円滑化を図る方策、今後の災害に備えた被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策を盛り込んだ、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第 47 号)の第 217 回国会での成立を踏まえ、周知広報やガイドラインの整備等の円滑な施行に向けた方策を進める。

共有者による私道の円滑な利用や管理が可能となるよう、民法の共有制度の見直しを踏まえた改訂共有私道ガイドライン(「複数の者が所有する私道の工事において

必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～(第2版)」(令和4年6月共有私道の保存・管理等に関する事例研究会))の周知徹底を図る。

土地売却に伴う分筆登記や地積更正登記等を円滑化するため、隣地所有者が不明の場合など一定の場合に、隣地所有者の立会いがなくとも法務局の調査に基づき筆界認定を行い、分筆登記等を可能とする仕組みや、共有土地の分筆等の登記申請に必要な所有者の同意範囲の見直しを着実に運用する。

公共事業の迅速な実施に向け、収用手続の合理化・迅速化のための新制度の円滑な運用、適用事例等の横展開を図るとともに、地方公共団体の実務を支援する。

6 地方公共団体や関連分野の専門家等との連携協力

地方公共団体が、これまでに整備してきた制度を活用し、積極的に対策に取り組むことができるよう、各制度を地方公共団体が円滑に活用できる環境を整備し、地方公共団体の取組を促進する。

関連分野の専門家等と地方公共団体、地域コミュニティ等と関係行政機関が連携しつつ、これらの意見等を十分踏まえながら対応する。

経済財政運営と改革の基本方針2025について

（令和7年6月13日）
閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2025を別紙のとおり定める。

(4) 戰略的な社会資本整備の推進

(持続可能なインフラマネジメントとまちづくりの高度化)

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進める。広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・データの活用、事業者間や官民の連携促進により、予防保全型への本格転換や維持管理の高度化・効率化、地域の将来像を踏まえた集約・再編や公的ストックの適正化を推進するとともに、老朽化対策の効果の見える化を進める。受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策について検討を行う。

立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて広域的な都市圏のコンパクト化を進める。エリア価値向上に向けた地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントを進める。不動産IDへの位置情報の付与や3Dモデル（建築BIM²⁶¹、PLATEAU）の連携の取組を進め、建築・都市のDXを進展させ、まちづくり・防災の高度化や新ビジネス創出を進める。

(公共投資の効率化・重点化)

引き続きi-Construction 2.0を推進し、建設現場の自動化・省人化を進めるとともに、女性・外国人を始め多様な人材の活躍を推進し、建設業の担い手の確保・育成に取り組む。インフラデータの分野横断的な整備・オープン化²⁶²を進め、インフラDXを加速する。

災害の激甚化・頻発化、インフラ老朽化の更なる進行の中で、社会資本が将来にわたって機能を発揮するとともに、民間事業者が安心して設備投資²⁶³や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保しつつ、実効性のあるP D C Aサイクルを回しながら社会資本整備を着実に進める。

(PPP/PFIの推進)

公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプラン²⁶⁴に掲げる目標を着実に達成することを目指し、ウォーターPPP等の重点分野における伴走支援体制の構築や、検討手続の効率化・検討期間の短縮化を推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築、分野横断型・広域型の案件形成の促進、空き家等の既存ストックを活用するスマートコンセッション、地域プラットフォームを活用した官民の連携強化に取り組む。

(持続可能な土地及び水資源の利用・管理)

持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換に取り組む。地方公共団体への後押しを含め、防災性向上や地方創生に資する空き家対策について、改修・流通促進などの総合的な取組と、相続・住所氏名変更登記義務化の周知・体

²⁶¹ Building Information Modelingの略称。関係者のデータ共有等により建設生産・管理システム全体を効率化。

²⁶² 国土交通データプラットフォームや、データ整備・利活用によりEBPM・ビジネス創出に取り組むProject LINKS等。

²⁶³ 資機材としての作業船の確保を含む。

²⁶⁴ 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）。

制強化や地籍調査・法務局地図作成を含む所有者不明土地等対策²⁶⁵とを一体的・総合的に推進する。公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保に取り組む。マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。住宅ローンに関し、固定金利型の利用円滑化に取り組むなど、金融環境の変化に対して総合的に対応する。

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進めるとともに、流域治水に加え、発電等の水利用や流域環境の保全・創出に関する関係者が協働して取り組む流域総合水管理を推進する。生物多様性や景観など多面的な観点で良好な水環境の創出を推進する²⁶⁶。

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

急速な人口減少や東京一極集中により深刻化する地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、市町村に対する垂直補完、市町村間の水平連携、多様な主体との連携、デジタル技術の活用といった取組を推進し、地方公共団体における事務執行上の課題に対応するため、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含めた課題解決に向けた議論を促進する。また、地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組や複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化や共同利用を進めるための取組を推進する。

東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の収税の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく収税が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等のための取組を進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して²⁶⁷、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

持続可能な地方行財政に向け、地方における生産性向上を推進するとともに、計画策定の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化を進め、地方分権改革に取り組む。

自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付へのeL-QRの活用を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組む。システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能の確保を推進する。地方公共団体のサイバーセキュリティ確保のための方針策定の推進、セキュリティ基盤の強化など更なる安全性確保の取組強化とともに、国・地方共通相談チャットボットの利用者目線での改善を進める。

²⁶⁵ 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和7年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に基づく。

²⁶⁶ 併せて、人口減少等の地域の状況を踏まえつつ、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用に取り組む。

²⁶⁷ 骨太方針2024においては、2025年度から2027年度までの3年間について、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている（第3章第1節（「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針）も参照）。

令和7年11月19日

東京都知事
小池百合子様

(公社)東京都宅地建物取引業協会
会長 桑原弘光

令和8年度東京都予算等要望書

向寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、公益法人として幅広く都民の方々の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を推進する事業を行い、御都をはじめ行政とも日常的に連携・協力して事業を実施しており、一方で、行政へのご要望もその都度させて頂いております。

今般、別紙のとおり、要望書を取りまとめましたので、令和8年度の予算・施策の実施に当たり、実現方につきましてご配慮頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

要　望　事　項

1. 地域の特色等に合わせた効果的な空き家対策の推進について

令和5年住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家約900万戸で、都内の空き家は約90万戸となっており、市場流通可能な空き家がその多くを占めているものの、相続問題が未解決な空き家や古くて不便な立地の空き家、壊れた空き家なども一定程度存在しています。このように、空き家は様々なタイプがあるとともに、地域によって事情が異なっており、地域の特色等に合わせた効果的な対策を講じることが重要です。

特に、都内の西多摩地域等においては、活用されていない空き家が多く、こうした空き家を例えれば、移住・定住用に活用するなど、自治体や民間事業者等と連携して、空き家を地域の課題解決につなげていく取組を支援していく必要があります。

一方で、家財等の残置物が放置されたまま売却や賃貸等の活用につながらないケースや、昨今の除却費用の高騰による金銭的負担等から解体が進まないケースも見られるため、行政による後押しが欠かせません。

そこで、御都におかれでは、引き続き区市町村と連携し、民間事業者等による空き家の地域資源としての活用支援により、地域の特色に合わせた取組などを促進するとともに、民間事業者による空き家活用の取組が進むよう、積極的な普及啓発に努めていただきたい。加えて、家財整理や解体に対する財政的支援についても一層の充実を図られたい。

また、空き家について、もう少し深掘りすると、都内に居住する空き家所有者の都外にある実家の空き家の解消等も切実な問題といえます。

東京都が設置している東京都空き家ワンストップ相談窓口では、都内に居住する方からの相談を受け付けており、その中には、相続した実家の売却や活用方法等に関する相談も多く寄せられています。空き家となった地方の実家をどう処分、活用するかは、地元の自治体や不動産業者が直接関わることが好ましいといえ、都内に居住する空き家所有者と地方の空き家が所在する地元の自治体や不動産業者とを橋渡しする役割も重要と考えます。

こうした状況等に鑑み、御都におかれでは、当協会を含めた不動産業界と緊密に連携して、都内の空き家のみならず、都内居住者が所有する地方の空き家問題にも資する効果的な空き家対策の取組を推進されたい。

要 望 事 項

2. 民間賃貸住宅における家賃等負担の軽減に資する対策などの推進について

不動産情報サービスの民間企業調査によれば、今年5月の東京23区の賃貸マンション・アパートの平均家賃は、前年同月に比べ増加し、上昇傾向が続いている。また、東京都下においても、東京23区と価格差はあるものの、同様の傾向が見られます。とりわけ、東京23区のファミリー世帯向け賃貸住宅の平均家賃は、20万円を大きく超えて、隣接県との家賃格差が拡大し、子育て世帯等の都外転出を加速させる要因となっています。

こうした状況等を踏まえ、都は今年度、官民連携ファンドを創設し、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができる「アフォーダブル住宅」の供給を推進することとしています。これは、新たな住宅政策のモデルと位置付けられており、取組の成果が期待されるところです。

しかし一方で、住宅費の高騰が続く中で、住まいの困窮など都民の住環境に関わる課題は山積しています。特に、高齢者、障害者、生活保護世帯等の低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方が、住み慣れた環境や地域コミュニティの中で、東京に安心して住み続けられるよう、住宅セーフティネットとしての機能を充実させることができます。現在都では、既存の民間賃貸住宅を活用した「東京ささエール住宅」の取組を推進しているが、供給戸数が限定的で、要配慮者の住宅ニーズに十分応えられていないのが実情です。

そこで、御都におかれでは、「東京ささエール住宅」で家賃低廉化補助を実施する自治体を拡大するなどの支援の拡充や借主への家賃補助制度の新設等、民間賃貸住宅における家賃等負担の軽減に資する対策を講じられたい。

加えて、住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、新たに創設される居住サポート住宅についても、区市町村と連携して、住宅セーフティネットの柱とされたい。

要 望 事 項

3. 宅建業の免許申請等におけるデジタル化の促進に向けた支援・取組について

宅建業における大臣及び都知事の免許申請や宅地建物取引士の登録申請等は、当協会の会員企業の業務・都民に密接に関係した手続であり、これらの手続のデジタル化については、国が開発した手続業務一貫処理システム（eMLIT）により、令和6年5月から大臣免許において稼働を始め、その後、令和7年1月から都知事免許において、また、同年3月から宅地建物取引士の登録等において、それぞれオンラインによる申請受付が開始されました。

しかしながら、現在、オンライン申請等手続の利用が、申請者に浸透しているとはいがたい状況にあります。その一因として、現在稼働しているシステムには、申請者の利用普及、利便性向上のために不可欠な申請手数料の電子納付機能の導入が遅れていることが挙げられます。

申請手数料に関しては、別途、直接窓口で納付するか、現金書留で郵送する必要があり、利用者に不便を強いているのが現状です。また、申請者の利便性向上に寄与するようなシステム改修も十分には行われていないことから、当協会の会員企業を含め、利用者の意見を吸い上げながら、安全安心でより使いやすいシステムとなるよう不断的見直しを行っていくことが重要です。

こうした状況等を踏まえ、御都におかれでは、申請者の利便性向上に不可欠な電子納付機能を早期にシステムに追加することや現行のシステムにおける課題の解決策を反映したシステム改修を行うこと等を国に強力に働きかけるとともに、都独自の利用促進に向けた普及啓発に努められたい。

一方、令和7年5月に改正マイナンバー法が成立し、マイナンバーカードの利用が可能となる事務に宅建業の免許が入り、加えて、国家資格である宅地建物取引士も追加されることになりました。これらの事務でマイナンバーカードがどのように活用されるか国による制度設計や情報連携等の仕組みづくりはこれから始まります。

御都におかれでは、今後の国の動向を注視しつつ、当協会とも連携して必要な要望活動を行うなど時宜を得た対応に努め、デジタル化の促進に向けた取組をお願いしたい。

令和7年11月19日

東京都知事 小池 百合子 様

住所 東京都新宿区西新宿7-8-10
法人名 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
(東京都手をつなぐ親の会)
代表者名 理事長(会長) 立原 麻里子

令和8年度予算等要望について

ここに、令和8年度の東京都における福祉・教育・雇用などに関する予算等要望をあげさせていただきます。

要望項目

(1)福祉局 <重点項目>

社会情勢の変化に鑑み、障害者グループホーム家賃助成の拡充をお願いします。

(2)福祉局 <重点項目>

重度知的障害者や強度行動障害のある人が利用できるグループホームを増設するために、都有地提供ならびに人材育成のための研修の充実をお願いします。

(3)福祉局 <重点項目>

新たな医療費助成(愛の手帳3度・4度)の仕組みをご検討ください。

(4)産業労働局

障害者雇用率未達成企業への指導強化をお願いします。

(5)総務局

東京都における知的障害者の雇用について、対象者と職場の拡大をご検討ください。

(6)教育庁 <重点項目>

教員の専門性向上に向けたさらなる取り組みをお願いします。

(7)教育庁

教員不足の解消に向けた早急な取り組みをお願いします。

【解説】

(1) 福祉局

ここ数年の物価や地価の上昇がグループホームの家賃設定にも影響を及ぼしている中、東京都では、国制度の家賃助成 10,000 円（非課税者対象）に加え、区市町村包括補助事業等の中で、所得が月額 73,000 円未満の人には 14,000 円、同じく所得が月額 73,000 円から 97,000 円の人には 2,000 円の家賃を助成していますが、平成 23 年 10 月から 10 年以上、助成金額が変わっていません。

グループホームの家賃が高いのは、東京都ならではの課題です。そのうえ、他の障害に比べて知的障害者の収入が低いことは、東京都の福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」の結果でも示されています。グループホームに居住し就労継続支援 B 型で働いている知的障害者の一般的な収入内訳は、障害基礎年金 2 級と工賃、区市町村の福祉手当です。この収入の中から家賃、食費、光熱水費、日用品費、給食費の他に医療費（愛の手帳 3・4 度の者）、小遣い（余暇活動参加費等）、携帯電話代、被服費などが必要となり、近年特に物価高騰が続く中、健康で文化的な生活を営むのは困難です。

毎年の要望に対して、東京都からは「所得補償の問題」との回答をいただいていますが、年金や工賃に、物価や光熱水費の上昇に追いつくほどの増額は望めません。収入が少ないと加えて生活を維持するための支出が多いことが問題であるので、家賃額に応じた助成をすることも一案ではないでしょうか。

また、昨年度、東京都は「家賃助成算定基準の収入に、工賃は含めない」という見解を示され、いくつかの区市では工賃を収入に含めないことになりましたが、未だ対応できていない区市が見受けられます。すべての区市町村で同じ対応がなされるよう、東京都からの後押しをお願いします。

入所施設からの地域移行促進や保護者の高齢化によりグループホーム利用者が増えることも鑑み、収入が少ないために入居をあきらめることなく、親の支援がない状態でもグループホームで暮らし続けられるよう、助成を拡充してください。

(2) 福祉局

東京都では障害者グループホームの設置が進んでいるものの、重度知的障害者や強度行動障害の状態にある人など、手厚い支援が必要な人を受け入れることでの

きるグループホームがまだまだ不足しています。親子の高齢化への対応や入所施設からの地域移行の受け皿がなく、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難な状況です。

重度の人を受け入れるには、一定の広さのある建物と、障害特性に応じた支援を提供できる人材の育成が必要です。区市町村に対して、一定の広さの土地を確保するための都有地のさらなる情報提供とともに、地元地域との調整に関する支援を実施し、早急に重度知的障害者の居住の場の確保をお願いします。

また同時に、利用者支援の困難さが退職の理由（原因）になることもあるので、職員の離職を防ぐためにも支援力の向上は不可欠です。今年度、国の中核的人材養成研修に加えて、都の新規事業として強度行動障害対応力向上研修が始まったことは大変ありがたく受け止めています。この研修を修了した支援者が、施設や地域において中核的に活躍できる人材となることを期待していますが、研修においては、人数ありきではなく、ていねいな研修とともにアフターフォローも必須と思われます。今回東京都での研修は全国に先駆けての実施であることからも、適切な受講者数による研修効果担保という点に視点を置き、全国のモデルとなるような形になることを望みます。強度行動障害支援者養成研修から始まる一連の研修で支援者が着実にステップアップし、都内各地域において強度行動障害のある人たちへの支援体制が確実に構築され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、研修体制のさらなる拡充をお願いします。

（3）福祉局

毎年の要望に対して、都からは「心身障害者（児）医療費助成制度」は、重度心身障害者の医療の困難性とその経済的な負担が大きいことに着目して公費助成を行っているとの回答をいただいている。しかしながら、知的障害者は他の障害に比べて収入が少ないことは東京都の福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」の結果からも明らかで、一般の人と同じ3割負担では負担が大き過ぎます。収入の少ない愛の手帳3・4度の人には、負担割合の低減や自己負担金上限の設定など、新たな軽減措置をご検討ください。

（4）産業労働局

令和6年度障害者雇用状況調査によれば全国も東京都もこれまで最高の障害者

雇用数、雇用率となっている。しかし、東京の雇用率は2.29%（前年2.21%）と未達成状況であることに変わりなく、全国で比較すると低い水準となっています。達成企業の割合でも30.5%（前年34.4%）と昨年度より3.9%上昇していますが、引き続き全国ワースト1位です。

これまで要望してきた企業支援や指導を通して働く場のさらなる確保、拡充だけでなく、抜本的な改革が必要であると考えます。特に雇用率未達成企業17,369社（前年15,350社）のうち、40人以上300人未満の企業が14,294社（82.2%）（前年82.9%）を占めています。このうち障害者の雇用が0の企業が9,766社（68.3%）（前年68.6%）に上ります。中小企業への雇用啓発は様々行われていますが、未達成企業が積極的に参加できるような、より効果的な方法について検討してください。

令和8年7月には法定雇用率が2.7%に上がる予定であることを鑑み、現状を首都東京の問題として捉え、国による改革ではなく東京都独自の改革案策定をお願いします。

（5）総務局

都庁において知的障害者が働くということは、広く社会や民間企業に与える影響が大きいと思われます。知的障害者のさらなる雇用促進のため、チャレンジ雇用の対象者が増えるよう採用方法や業務内容について検討してください。現状のチャレンジ雇用の職種は事務業務が多いので、都庁だけではなく、都立施設などを活用しながら、職種のバリエーションを増やし、より効果的なチャレンジ雇用となるよう検討してください。特に、教育庁は雇用率未達成なので、都立学校での採用などに積極的に取り組んでいただきたいです。また、区市町村で障害者雇用の進捗状況にばらつきが見られ、雇用率が未達成の自治体もあります。取り組みが低い区市町村に対して、障害者雇用に取り組むことと共に、知的障害者の雇用を積極的に進めるよう働きかけてください。

（6）教育庁

特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒数が増えている背景には、一人ひとりに合った適切な支援を受けることで、子どもの持つ最大限の能力（子どもの持てる最大限の力）を引き出したいと希望する保護者の願いがあります。こうした保護者

の願いを叶えるためには、インクルーシブ教育の推進とともに、通常学級における支援体制を充実させる必要があります。

これまで行われてきた「異校種期限付き異動」や「短期人事交流」の活用によって、特別支援学級や通常学級教員の専門性の向上を図るとともに、障害者支援の現場で行っている「強度行動障害支援者養成研修」の積極的な受講や、同様の研修カリキュラムを教職員研修センターで実施する等の方策を講じることで、教員の専門性向上への取り組みをさらに進めてください。

また、共生社会の実現のためには、通常学級の教員・児童生徒の障害理解が不可欠です。通常学級においてもインクルーシブ教育について考え、理解を深める機会を増やし、障害理解を進めてください。

(7) 教育庁

教育庁では、教員確保策として「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定し、働き方改革に取り組んでいるとのことですが、それだけでは優秀な教員の確保には間に合わないと思われます。早急な処遇改善・環境改善により教員の確保をお願いします。

令和7年11月19日

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会

東京都におかれましては、日頃より肢体不自由児者および当連合会に対しましてご理解、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

障害児者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、様々な施策を推進していただき、障害児者を取り巻く環境は整備されてまいりました。

しかしながら障害福祉サービスならびに医療現場における人材の不足が、肢体不自由児者と家族の日々の生活に大きな影響を及ぼしております。人材の確保・育成と共に、更なる処遇改善に力を入れ定着を図っていただきたいと思っております。

障害がある人もない人も、すべての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【重点要望項目】

1. 都立療育センターについて

① 医師・看護師の確保と定着について

府中療育センターや東部療育センターの短期入所で医師や看護師の確保が困難との理由で短期入所の受け入れが制限されている状況が続いております。都立療育センターの短期入所が一日でも早く制限なく利用できるよう、医師および看護師の確保をお願いいたします。

短期入所は、在宅で生活する障害児者および家族にとって欠かせない障害福祉サービスのひとつです。しかしながら医療的ケアがある重症心身障害児者が利用できる地域の福祉型短期入所は限られており、都立療育センターの医療型短期入所しか利用できない人も多く、その利用が制限されるということは、家族の負担の増大と直結します。

現在、影響を受けているのは、主に短期入所ですが、療育センターの他の機能を維持するためにも、医師・看護師の確保が欠かせません。既に対策を講じてくださっておりますが、一層の施策を講じ、都立療育センターの医師・看護師および専門職の確保に努めてください。

② 成人医療移行外来の設置について

都立療育センターに、18歳以上での「成人医療移行外来」を設置し、情報提供・連携などを円滑に進め、医療的ケア者を含む重症心身障害者が切れ目のない医療を受けられるよう丁寧な地域医療への移行を進めてください。

成人期において成人を専門に診療する医療機関の受診の必要性は理解しておりますが、主に療育センターを受診してきた重症心身障害者の診療に慣れた医師や対応できる看護師は、地域の中には少なく、地域の医療機関への移行はスムーズにいっておりません。

特に、在宅で暮らす成人の重症心身障害者では、急な体調不良の際の入院先を探すことが大変困難です。都立病院で積極的に成人の重症心身障害者の入院の受け入れを行うとともに、地域の民間病院でも入院が容易になるよう、成人医療移行外来を都立療育センターに設置し、確実に入院できる病院が見つかるまで移行の相談に対応してください。

2. 福祉人材の確保について

福祉に携わる仕事をする人全体の処遇改善のための施策を一層すすめてください。とりわけ夜勤が必要な仕事を行う人に対し、直接的な補助が受けられるような施策を講じ、人材確保の取り組みが進むよう支援をお願いいたします。

東京都では福祉人材の確保・定着のために様々な施策を行っていただいておりますが、現状では人材は不足しており、利用したくても十分なサービスが受けられない状態が続いております。

夜勤のできる介護職員が少ないために週末家庭に帰らざるを得ない状況のグループホームもあり、障害児者を介護する家族の高齢化が進み介護力が低下する家庭にとって大きな負担となっています。既存の短期入所でも人手不足のためにすべてのベッドの利用が制限されているところもあります。また、夜勤を必要とする障害者グループホームや短期入所などの新規開設は、要望が多いにもかかわらずなかなか進みません。

福祉の仕事のやりがいや魅力だけでなく、収入面においても他の産業に見劣りのしない報酬を可能とし、多くの人材に福祉の仕事に参入してもらえるよう、東京都としてご支援をお願いいたします。

以上

令和7年11月19日

東京都知事 小池百合子殿

特定非営利活動法人東京養育家庭の会

能登 和子

令和8年度の施策及び要望書

平素より、社会的養護の下にある子供たちの養育に関し、一方ならぬご尽力をいただきしております、心から感謝申し上げます。

東京都は昨年度、令和7年度からの新たな社会的養育推進計画を策定しました。この推進計画を実践していくための課題である、家庭的養育の推進と子供のパーマネンシー保障・自立に向けた具体的支援の検討のため、東京都児童福祉審議会専門部会では「里親等委託の推進に向けた検討」が始まっています。

里親への委託推進は大切ですが、委託された後、途中解除（委託当初の目的を達することができずに養育が継続できなくなるような解除）のないことも子供にとって適切な養育環境を保障するために重要です。そのためにも行政と里親が共に努力し協力していく必要があると考えます。

東京都福祉局では「令和7年度東京都社会的養護自立支援協議会」が発足し、社会的養護経験者にアンケート調査を行い、その結果から今後の自立支援の方向が検討されようとしています。このアンケートは継続して取り組まれており、現在の自立支援体制を作り上げる上で参考となっていることから、多くの元委託児童が協力できるよう当会でも働きかけていきます。

昨年度モデル実施された「意見表明等支援員導入に向けたモデル事業（養育家庭）」では十分にモデル実施の効果が示されず、報告の中では「措置内容に関する意見を中心とした事業との受け止めが見られるため、措置変更を懸念する養育家庭への丁寧な説明が引き続き必要となる」と、まとめられているにすぎず、本実施に向けての方向が明確にされていない状況です。

今年度より、東京都の全児童相談所にフォースタッキング機関が設置されました。設置された年数が異なり、里親子への対応に差異が見られることは仕方がないことですが、東京都として成功例を共有し学び合える状況を構築してください。

また、当会では令和8年7月12日に明治学院大学をお借りして、全国里親会第72回関東甲信越静里親協議会研修大会を開催します。東京都には特別区児童相談所と協同して財政的にも人的にもご支援をお願いできますと幸いです。

小池都知事におかれましてはご多忙の事とは存じますが、ご臨席いただきお言葉を頂け

れば家庭に恵まれない子供たちと日夜奮闘している私たち里親の大きいなる励みとなります。

尚、ファミリーホームも令和8年8月3日帝国ホテルにてファミリーホーム全国研究大会を予定しています。

詳細は担当者からご相談させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

1. 東京都養育家庭制度に対する要望

- 1) 東京都は令和7年・8年にかけて「里親等委託の推進に向けた検討」を児童福祉審議会専門部会で開始しました。里親委託推進に向けた里親支援専門相談員の役割として、児童養護施設等内の里親委託候補児童の選定や委託後の支援があげられます。東京都は里親支援専門相談員を全児童養護施設及び乳児院に配置できるように働きかけて下さい。
- 2) レスパイトは事前の申請が必要ですが緊急の場合は事後報告を認めてください。また、レスパイトは里親同士での預かりが優先となっていますが、高齢児については児童養護施設の利用ができるようにしてください。
- 3) バディーチームや家事育児支援を利用したい里親は、低年齢の子供を養育する家庭が多く、緊急を要する場合が多々あります。しかし緊急時の利用は困難です。緊急時には里親が自ら選んだ家事援助事業者など民間の事業所を利用できるよう変更してください。
- 4) 自立を控えた委託児童にとって、自立支援相談員の存在は高く評価されています。
高齢児の多いフォースタリング機関には複数配置をお願いします。
- 5) 未委託家庭や定員割れのファミリーホームへの委託促進をお願いします。
- 6) 委託児童の児童票の保管期間は5年になっていますが、解除後時間が経過してからルーツを知りたくなる元委託児童もあることから壮年に達するまでは保管期間を延長してください。
- 7) 一時保護委託中の通学が柔軟になってきて電車での通学も認められ実施されています。電車通学のための費用を支弁してください。
- 8) ファミリーホームの認定基準を国に準じてください。

2. 児童相談所に対する要望

- 1) 児童相談所の担当者は里親家庭の実子への支援も委託児童と同様に行ってください。
- 2) 委託児童名義の口座開設が困難です。口座開設がスムーズに進められるように配慮してください。
- 3) 委託家庭が他県に転出または他県から転入した場合、児童相談所間の情報共有

- をおこなってください。
- 4) 措置延長の基準を明確にするとともに、里親子に理解できるよう説明してください。
 - 5) 実親家庭に復帰をする子供の意見、一時保護委託中の子供の措置に関する意見を丁寧に聴取してください。
 - 6) 外国籍の委託児童について
 外国籍の委託児童の身分保障について、委託後に日本国籍取得、入管手続き等を里親が行うのは困難です。委託前、委託後においても児童相談所の配慮をお願いします。同時に、委託後の在留資格取得についても里親が行うのは困難があります。児童相談所の子供担当児童福祉司が責任をもって行ってください。また更新料の支弁もお願いいたします。
 - 7) 児童相談所の子供担当児童福祉司は委託児童に関わる情報に熟知し里親子の対応に当ってください。
 - 8) 児童相談所への連絡を電話だけでなくメールや SNS 等で履歴が残る方法を取ってください。

3. 養育委託費について

1) 高校生の措置費の見直し

高校生の委託が増加しています。

高齢児からの委託は特に金銭的負担が増加しています。

○補習費

児童人口の減少や高等学校の多様化により、養育家庭宅で育つ中学生の高校進学は、ほぼ全入といえます。同時に委託児童の大学進学も増加しています。

大学受験を前提とした子供にとって現在の補習費では不足です。

高校生の補習費を増額してください。

○高校生の一般生活費の増額

一般生活費については幼児から高校生までが同額ですが、高年齢児童と幼児では、食事量・弁当代・衣類費等かかる費用が大いに違います。年齢に見合った支弁をしてください。

○特別育成費

学校生活等での連絡手段として、高校生にとってスマートフォンの所持は欠かせません。携帯電話会社の調査では、中学生のスマートフォン所持率が 80% を超えています。このような状況を鑑み、スマートフォンの機種代・利用料を別途支弁してください。

部活費は別途支給してください。

教科書代は別途支給してください。

○見学旅行費（修学旅行）

物価高騰の折、公立高校であっても現行の支弁では不足です。発達障害やその他の理由で私立高校やフリースクール等に通学する子供は増加しています。そうした学校は海外への修学旅行を実施している所が多く見られます。見学旅行費を実費支弁してください。

2) 障害を持つ子供のための要望

- 発達障害と診断された委託児童が増加しており、その対応に苦慮しています。
 - 幼児期から発達障害に特化した塾に通塾することで、その後の学校生活に有効であるとの報告があります。通塾の費用を補助してください。
 - 発達特性等により通塾できない子供がいます。こうした子供のために家庭教師を認めてください。
 - 障害のある子供のフリースクールの費用を補助してください。
 - 障害者手帳を持つ委託児童が障害者雇用枠を利用して就職しグループホームに変更する際、転居費用が掛かります。就職支度金を支弁してください。
- 3) 小学校・中学校では修学旅行の他にも宿泊行事を実施している学校があります。その費用の支弁をしてください。
- 4) 小学生の塾費を増額してください。
- 5) 生活指導訓練費を増額してください。

4. その他

1) 購入時のポイントの扱いについて

近年、買い物時の支払いでは、クレジットカードや電子マネーなどのいわゆるキャッシュレス決済が増加し、そこには支払金額に応じたポイントが付与されます。立替金の清算時にポイントを差し引いての申請書作成の手間を軽減してください。

東京都知事 小池百合子 様

2025/11/19

【要望書】認証学童の普及促進と運営環境の整備に関する要望

東京都学童保育協会

2025年度より開始された認証学童制度について、「常勤職員の増加」「子どもの意見を運営に反映すること」「自由な活動の推奨」など、学童保育の質の向上において実のある、非常に意義深い制度であると感じております。

制度導入以降、現場では支援員の意識向上や子どもたちの主体的な活動の広がりなど、良い変化が生まれております。子どもたちにとってもより安心で豊かな放課後の時間が実現しつつあります。

この制度の実現と推進にご尽力いただいた東京都に、心より感謝申し上げます。

■全体的な要望

1. 認証学童の普及促進および広報支援について

50ヶ所で認証学童が開始されたこと、現場にも良い影響が広がり始めていることを心強く感じております。

今後、認証学童が「放課後の新しいあたりまえ」として広く定着していくよう、都としてもメディア発信や広報活動等を通じて積極的なPRを実施していただきたくお願ひいたします。

2. 公設民営学童における補助金の使途の明確化と現場への確実な還元について

一部自治体では「補助金は自治体で使用するため事業者に還元しない」との運用が見られます。

これでは現場の質の向上に資することができません。

都として、補助金の使途を明確にし、学童保育の現場へ確実に届くよう、各自治体への指導・助言を強化していただきたいと考えます。

3. 放課後児童支援員の研修体制および研修費用補助について

放課後児童支援員の質の向上は、学童保育の運営の質そのものを左右します。

支援員のスキルアップのため、保育分野で行われているような施設単位での研修費用補助制度の創設を検討いただきたいと考えます。

また、資格研修については、

- ・受講頻度の増加および修了までの期間短縮
- ・研修修了見込み者を「みなし支援員」として認める柔軟な運用を、自治体間で統一的に適用できる仕組みのいずれか、または両方の実現をお願いいたします。

4. 認証学童制度の効果調査について

認証制度によって、子ども・支援員・保護者それぞれにどのような変化が生じたかを把握することは、制度改善と普及に不可欠です。

都・協会・有識者が連携し、認証制度の効果や課題を明らかにする調査を実施していただきたくお願ひいたします。

■公設民営学童に関する要望

1. 学校施設の活用および教育委員会との連携促進について

放課後の校庭利用をはじめとした遊び場の確保が課題となっています。

小学校内学童においてはクラブ活動や地域への施設開放との時間重複、校外に設置された学童においては小学校との距離や校庭がお借りできることにより、屋内でしか過ごせない時間が増えてしまい、放課後の健全なあそび環境が制限されてしまうことがあります。

教育委員会との連携が比較的取りやすい公設民営学童においても、校庭や屋外スペースの利用が制限されるケースが見られます。

放課後の遊び場確保を学童運営の一環として位置づけ、校庭利用などの柔軟な運用を促進していただきたいと考えます。

■民設民営学童に関する要望

1. 賃料補助制度の拡充と施設整備費補助の拡充について

資材費や工事費の高騰により、新規設置が極めて困難な状況となっています。

特に都心部では物件そのものが不足しており、子どもの居場所づくりが進まない現状があります。

認証学童制度の拡充を図る上でも、民設民営学童に対する賃料補助や設置初期費用の支援を強化していただきたく存じます。

2. 学校施設との連携支援について

民設民営学童は小学校との関係構築が難しく、校庭や体育館などの利用が制限されるケースが多くあります。

放課後の遊びや体験活動の充実を図るため、学校施設の一部を地域に開放し利用できるような仕組みを、認証制度の枠組みの中で検討していただきたいと考えます。

以上、現場の声として、今後の制度設計・運営改善の参考としてご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【東京都学童保育協会理事一覧】

理事 株式会社東急キッズベースキャンプ 代表取締役社長 社長執行役員 島根太郎

理事 株式会社ベネッセスタイルケア こども・子育て支援カンパニー 学童事業部 部長 田端江津子

理事 株式会社グローバルキッズ 代表取締役 中正雄一

理事 株式会社セリオ 放課後事業部 次長 船田周

副会長 特定非営利活動法人Chance For All 代表理事 中山勇魚

会長 株式会社JPホールディングス 代表取締役社長 坂井徹

令和 7年11月19日

東京都知事

小池 百合子 様

公益社団法人 東京都看護協会
会長 柳橋 礼子

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会
会長 篠原 かおる

令和8年度東京都予算に対する要望について

日頃から東京都看護協会及び東京都訪問看護ステーション協会の事業にご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

我が国は2040年に向けて85歳以上の高齢者のさらなる増加により、医療・看護・介護の多様かつ複合的なニーズの増加が見込まれています。また、働く世代が減少する中、医療・看護・介護の担い手の確保は深刻な課題となっています。

地域医療構想による病床再編により、療養の場が病院から地域・在宅へと移行するため、地域包括ケアシステムの構築が進められています。「住み慣れた地域でその人らしく暮らすこと」を支えるため、看護職には更なる専門性の発揮が期待されています。

看護職が変化する社会の期待に応えて、その専門性を高めるとともに能力を充分に発揮できるよう、看護提供体制の基盤強化を強く要望いたします。

1 新たな地域医療構想に向けた看護提供体制の構築と看護機能の強化

(1) 医療機関と高齢者施設や地域包括支援センター等との連携強化をめざした専門性の高い看護職の活用

「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」によると、今後、医療・介護の複合的なニーズを持つ 85 歳以上高齢者の増加に伴い、在宅医療需要の 62% 増加が見込まれており、こうした高齢者を初期治療終了後、地域で受け入れていく（地域完結型医療）ためには、医療・看護・介護がこれまで以上に連携して、高齢者施設や在宅で安心して暮らせる体制を整備していく必要がある。そのため、引き続き地域包括ケアシステムの深化、推進に努めるとともに、専門性の高い看護師を、地域で活用する仕組みの構築を推進されたい。

- ① 医療依存度の高い入所者や在宅療養者に対応するため、医療機関に所属する看護職（特定行為研修修了者・専門看護師・認定看護師）の地域での活用への支援

東京都は、専門的な資格を持つ看護職（特定行為研修修了者・専門看護師・認定看護師）の育成支援を実施されているが、専門性の高い看護師は規模の大きい病院に集中している現状にある。専門性の高い看護師を地域で活用するために派遣元となる所属施設への支援を検討されたい。

- ② 医療依存度の高い入所者を受け入れる施設に 24 時間看護師配置をするための支援拡充

特別養護老人ホームには夜間の看護配置が義務付けられていないため、オンコール体制となっている。医療依存度の高い認知症高齢者の受入れや看取りへの対応をするためにも、24 時間看護師配置に向け国へ働き掛けていただきたい。

- ③ 高齢者施設等の提供サービスとケアの質の標準化を目的とする東京都による推進

また、これらの施設において、各専門職の活用とタスクシフトの推進に向け「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」に基づく、介護職員への医療技術の教育指導に看護師を活用されたい。

- ④ 訪問看護・地域包括支援センターの看護職と医療機関の看護職の連携のための事業の推進

医療機関から在宅療養へのスムーズな移動に向けて医療機関と地域包括

支援センターの双方の顔の見える連携強化に向けた支援をお願いしたい。

(2) 医療機関と訪問看護及び多様な施設間での患者（入所者）情報の共有によるシームレスな体制の構築

地域完結型の医療を進めるために多様な施設間で患者情報の共有が図れ、ケアが一貫して行われるようネットワークシステムの構築を推進されたい。

(3) 首都直下地震など自然災害や新興感染症に備えるための災害時看護支援活動に関する支援

大規模災害や新興感染症に対する備えとして、法制化された災害支援ナース養成や、令和7年度から取組みが始まった潜在看護師等の活用については、対象者にきちんと情報が届くよう周知に努められたい。

- ① 災害支援ナース養成への支援の継続
- ② 潜在看護師等の活用に向けた広報活動

(4) 全世代の健康生活を支える医療・看護サービスの充実と地域格差の是正

- ① 総合的なマネジメントを担うことのできる保健師の配置の推進

健康課題の複雑化・多様化に伴い保健師の活動領域は拡大している。地域の健康危機管理体制を確保するため総合的なマネジメントを担う保健師の配置を都内自治体に働きかけられたい。

- ② 子育て支援とプレコンセプションケアへの助産師の積極的な活用推進

全ての男女が妊娠前から健康づくりを行うことができるよう、また、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後の健康管理を支援するため、助産師の積極的な活用を検討されたい。

- ③ 医療的ケア児の受け入れ体制の充実

医療的ケア児が安全に学校教育を受けられるよう、医療的ケアを行う看護職員（学校看護師）の確保に向けて各自治体に働きかけられたい。

- ④ 在宅療養の質向上に向け訪問看護ステーションへの高度機器（ポータブルエコー）の購入への支援

在宅療養患者への超音波検査は、排泄ケア、褥瘡ケアやフットケアを行う際の質向上につながっていることから、患者の状態をアセスメントする機器として支援を行われたい。

(5) 看護業務の効率化と看護情報の共有、看護の質向上をめざしたDXを推進する施設への支援の拡充（重点要望）

看護業務はまだDXが進んでおらず、限られた人材で良好な看護を提供するために、AIを含めた先端技術を活用した業務の効率化とともに、活用する看護DX推進人材育成への支援の継続をお願いしたい。

- ・ DX推進のための看護職への教育支援
- ・ 積極的に取り組む施設への看護DX推進人材育成支援
- ・ DX推進のための標準規格の策定について東京都の積極的な働きかけ

2 看護職の人材確保と待遇改善、生涯学習支援

日本看護協会の調査では2024年度の看護職の離職率は11.3%で前年度から微減という状況であった。少子高齢化の中、2040年に向けて看護人材を確保するためにも看護職が専門性を高めるとともに、臨床実践能力の向上を図り、その力を発揮していくための勤務環境改善など以下の取組みをお願いしたい。

(1) 看護職の勤務環境改善と待遇改善（重点要望）

① 医療機関はじめ、在宅・高齢者施設などすべての領域で従事する看護職（公衆衛生や産業保健、産後ケア施設、訪問看護、小中高などの教育施設も対象）の待遇改善について国への働きかけを検討されたい。

多くの看護職が勤務する病院は、物価高騰や働き方改革等により経営がひっ迫している状況にあり、看護職に対する人件費等の待遇改善や研修の機会等への影響が多大である。東京都においては病院への支援を行っているが、病院経営への支援を国にも働きかけられたい。

② 看護職の働き方と学習環境に配慮した勤務体制、人事評価・賃金制度構築を実施する施設への支援拡充等を図られたい。

日本看護協会の実態調査からは、「夜勤時間72時間を超える夜勤者」の割合は34.3%に達しており、病院は夜勤専従者の導入などの取組みを行っているが、夜勤従事者の確保に改善はみられていない状況にある。

また、病院によっては産休・育休を取得している割合が1割を越える場合があり、夜勤従事者の確保に苦労しているという事情がある。

- ・ 夜勤従事者への確保に向けた支援の拡充をお願いしたい。

(2) 看護職の人材育成・確保と定着促進

① 看護学生や経験年数の浅い看護師に対する支援の充実（重点要望）

現在多くの施設が看護師確保のため紹介会社を利用している状況にあるが、就職活動を始める看護学生の段階から、ナースプラザがより身近で頼られるような存在となることが必要である。

また、就職から間もない看護師であっても、勤めている職場に定着させるうえで、メンタルサポートが必要となるとともに、今後の看護職としての歩みに関するキャリア相談に際して、きめ細やかな対応が行えるよう、eナースセンター機能の充実をお願いしたい。

(ア) 看護学生を対象とする就職支援の拡充

(イ) 新卒を含む看護師のメンタルサポートやキャリア相談への細やかな対応

をめざしたナースバンク事業の充実

(ウ) 看護補助者の確保・定着の促進

看護補助者は特に資格を必要としない職種であり、業務内容があまり知られていないことから、その確保に向けて、ハローワークとの連携強化に向けて支援をされたい。

② 地域・在宅医療を支える人材確保・定着

(ア) 自治体保健師の人材確保・定着

自治体保健師定着への課題として、必要な採用数が確保できていないとする自治体は91.7%に上っている。地域を支える自治体保健師の採用活動において、自治体保健師の活動内容について広く知らせるイベントなども有用であり、確保に向けた支援を検討されたい。

(イ) 産後ケアに対応できる助産師の育成

産後ケアの対象は出産後1年以内の母子の心身のケアや育児サポートへと広がっている。新生児期の母子に関わることの多い医療機関の助産師は対応に苦慮している現状にあり、産後ケアに対応できる助産師の育成にむけた支援をお願いしたい。

(ウ) 訪問看護師の定着支援

・訪問看護ステーションで勤務する看護師の確保・定着策として、宿舎借り上げ支援の実施をお願いしたい。

③ カスタマーハラスメント対策の推進（重点要望）

医療機関・施設へのカスタマーハラスメント対策については、令和6年度予算要望を行ってきたが、この4月からカスタマーハラスメント防止条例が施行された。

条例施行に合わせて「各団体共通マニュアル」が作成されたが、一般的なものとなっていることから、医療機関の実情にそった共通マニュアルの整備を

要望する。

また、訪問看護は利用者の自宅で看護職が一人でケアを実施しており、利用者からのハラスメントを受けやすい環境にあることを踏まえ、訪問看護対応中のハラスメント対策として以下の支援を検討されたい。

- ・医療機関等の実情を踏まえた共通マニュアルの作成
- ・訪問看護対応中の暴力への対策として防犯器機の購入への支援

(3) 看護管理能力の高い看護職や専門的な資格を持つ看護職（特定行為研修修了者、専門看護師・認定看護師・認定看護管理者）育成への支援拡充

- ・特に 200 床未満の中小規模病院、慢性期機能の病院、訪問看護ステーション、高齢者施設等の支援を拡充されたい。
- ・日本看護協会の調査では、認定看護管理者によるトップマネジメント機能として「タスクシフト／シェアの実施」、「ＩＣＴの活用」などでの効果が報告されている。直近の課題を解決するため、中小規模病院での取得支援を図られたい。

(4) 看護基礎教育 4 年制化

医療の高度化、地域完結型医療推進に対応するためには、最新の医療・看護水準を踏まえたより高度な専門課程が必要となっており、看護職の育成において修業年限の延長が必須である。

そのため、「看護基礎教育 4 年制化」を国に要望するとともに、東京都においては、都立大学や都立看護専門学校で率先して実施されたい。

(5) 准看護師の養成停止と看護師免許取得のための進学支援の充実

准看護師の教育内容は、今日の医療ニーズに対応し多職種と協働するなどの役割を果たすのには十分ではない。安全な医療の確保という観点から准看護師養成を停止し、看護師への移行に力を入れるよう東京都として取り組むとともに、国に対して働きかけられたい。

准看護師が看護師免許を取得するための進学支援を検討されたい。